

6. 2. 20
2157

工場労働争議ハ六ヶ月但工場労働争議ハ三ヶ月以内ニ終ス
要求二 退職手当支給確立 猶予を経営中雇入レタル職工ニ対シ日給一ヶ月半
以内ニ於テ案外表ス

要求三 勤続手当支給確立 一ヶ年勤続(主満五ヶ月)ニ対シ日給二日分ヲ支給ス
案ハ二ヶ月以内ニ表ス

要求四 幼童手当付 日給一円五ヶ月以上二円五ヶ月以上三十歳迄人並ニ依リ
昇給セシム日給一円五ヶ月以下八五歳迄人並ニ依リ昇給セシム

要求五 年二回査定支給確立 日給二日分ヲ支給ス

要求六 午勤半給、休勤時給確立 現場維持トス

要求七 半ヶ年考勤制度確立 欠勤日数三ヶ月以上者ニ日給三日分ヲ支給ス

要求八 工場設備改善 出来得ル限リ
要求九 労働強化防止及社 善後スルニ
考慮スルニ 要求一〇 八ヶ月査定確立
トス 要求一一 算出ニ対シテハ労働争議場ニ算出ニ対シテハ労働争議場ヲ支給ス

昭和六年二月二十八日 京華社組合代表 須藤 紋一 (印)

昭和六年二月二十八日 警視

格次官 安達 謙藏
社会局長 吉田 茂
各 廳 科 長 官 殿

労働争議場
使用労働者 一一五
労働争議場 (今迄)

三回印刷大場工場労働争議ニ関スル件 (第一報一全案)

要旨 本報は労働争議場ニ於テ本月初旬ニ罷業ニ入り

標記工場ニ労働争議發生セル力其ノ状況左ノ通り

一 労働發生ノ場所 村下大場町本橋二三九